

第40 民生委員（児童委員）の活動状況  
（民生委員法・児童福祉法）

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
令和 年度分報告

	内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数 (年 度 中)														分野別相談・支援件数 (年 度 中)					
	在 宅 福 祉 社 (1)	介 護 保 険 (2)	健 康 ・ 保 健 医 療 (3)	子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)	子 ど も の 地 域 生 活 (5)	子 学 校 の 教 育 ・ 活 動 (6)	生 活 費 (7)	年 金 ・ 保 険 (8)	仕 事 (9)	家 族 関 係 (10)	住 居 (11)	生 活 環 境 (12)	日 常 的 な 支 援 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)	高 齢 者 に 関 す る こ と (16)	障 害 者 に 関 す る こ と (17)	子 ど も に 関 す る こ と (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
民 生 委 員 (01)																				
(再掲) 主任児 童委員 (02)																				

  

	そ の 他 の 活 動 件 数 (年 度 中)						訪 問 回 数		連 絡 調 整 回 数		活 動 日 数 (11)
	調 査 ・ 実 態 把 握 (1)	行 会 議 へ の 参 加 協 力 (2)	地 自 治 体 福 祉 活 動 (3)	民 児 協 運 営 ・ 研 修 (4)	証 明 へ 関 連 した 確 認 等 (5)	要 見 護 通 告 ・ 重 介 介 (6)	訪 問 (7)	そ の 他 (8)	委 員 相 互 (9)	そ の 他 の 関 係 機 関 (10)	
民 生 委 員 (01)											
(再掲) 主任児 童委員 (02)											

この表は、民生委員法（昭和23年法律第198号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、本年度中に民生委員（児童委員）及び主任児童委員が行った相談・支援等の活動状況の延件数を計上するものである。

記入要領

この表は、民生委員（児童委員）及び主任児童委員の活動記録の記載内容に基づいて計上すること。

一般的事項

- 1 本年度中に同一人に対して、数回にわたって相談・支援等を行った場合は、全ての回数を計上すること。
- 2 本年度中に同一人に対して、2欄以上にわたる相談・支援等を行った場合は、該当するそれぞれの欄に計上すること。

補 同一人に対して、仕事についての相談を本年度中に2回行えば、「仕事(9)」に「2」と計上し、同一人に対して、家族関係についての相談を2回と住居に関する相談を3回行えば「家族関係(10)」に「2」、「住居(11)」に「3」と計上すること。

上 表  
表 頭

内容別相談・  
支援件数

在宅福祉(1)

介護・介助に関する一般的な相談、介護保険を除く各種在宅福祉サービス（障害（児）者に対する各種福祉サービス、食事サービス、入浴サービス、移送サービス等）の利用、日常生活自立支援事業の利用、介護保険施設を除く社会福祉施設への入所等についての相談、補装具、日常生活用具の給付・貸与や住宅改造、身体障害者手帳や療育手帳の交付に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に関する事は、この区分に計上。

介護保険(2)

介護保険のサービス（居宅サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域支援事業等）の利用、要介護認定、保険料、利用料に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

健康・保健医療  
(3)

心身上の疾病・障害の予防及び治療、医療費、精神保健、生活習慣病予防、リハビリテーション、健康増進（健康・食生活相談、健康教育）、健康保険、国民健康保険、高齢者医療制度に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。（介護保険に関する事及び母子保健に関する事を除く。）

子育て・母子保健  
(4)

育児支援のための認定こども園や幼稚園、保育所、福祉サービス等の利用、児童虐待、児童養護等子育ての問題に関する事、妊娠や出産等母子保健に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

子どもの地域生活  
(5)

子ども会や自治会行事への参加、遊び場や通学通園路の問題に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

子どもの教育・  
学校生活 (6)

学校教育や進学の問題等子どもの教育に関する事、不登校やいじめの問題、学校生活に関する事等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

生活費(7)

生活保護の申請・受給、生活困窮者自立支援制度の利用、生活に必要な経費・貸付金・借入金（消費者金融、クレジットローン、税金等）、生活援助資金（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構の奨学金及び高齢者住宅整備資金、障害者住宅整備資金等）、悪質な訪問販売等について相談・支援を行った延件数を計上すること。

年金・保険(8)

厚生年金保険、国民年金、労災保険、雇用保険、自動車損害賠償責任保険等の年金・保険の問題及び児童、障害者、高齢者等の各種福祉手当等に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。（健康保険、国民健康保険に関する事を除く。）

仕事(9)	就職、雇用、失業、出稼ぎ、職業指導、職業能力の開発、内職、仕事に関する資金の借入（生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金に関するものを除く。）や機器購入に関する事等の相談・支援を行った延件数を計上すること。
家族関係(10)	結婚、離婚、親子関係、扶養、相続、家庭不和、行方不明、近隣関係等の問題について相談・支援を行った延件数を計上すること。
住居(11)	入居、立退き、借地、借家、家賃、家屋の補修、土地の売買、境界線、宅地等の問題について相談・支援を行った延件数を計上すること。
生活環境(12)	危険箇所、公害、環境衛生等の環境問題への苦情に関する事等の相談・支援を行った延件数を計上すること。
日常的な支援(13)	(1)～(12)のいずれにも該当しない内容のうち、他に代替手段がないなどによりやむを得ず、通院の付添、買い物の代行、ゴミ出し、除雪灰等軽易な日常生活に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
その他(14)	(1)～(13)のいずれにも該当しない内容について相談・支援を行った延件数を計上すること。
分野別相談・支援件数	
高齢者に関する事(16)	高齢者に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
障害者に関する事(17)	障害者に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
子どもに関する事(18)	子ども（障害児を含む。）に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
その他(19)	(16)～(18)以外に関する相談・支援を行った延件数を計上すること。
下 表	
表 頭	
その他の活動件数	
調査・実態把握(1)	世帯の支援に必要な情報収集や状況把握、民児協の独自調査、市町村、社協、他の機関・団体からの依頼により調査を行った延件数を計上すること。
行事・事業・会議への参加協力(2)	民生委員（児童委員）、主任児童委員として出席、参加した諸会合、行事、協力した事業（共同募金、敬老金の配布等の行事、葬儀への列席等を含む。）の延件数を計上すること。  ※1つの行事・事業・会議につき1件。1日に複数の行事等に参加・協力した場合は、その延件数を計上すること。
地域福祉活動・自主活動(3)	民生委員（児童委員）、主任児童委員又は民児協が社協や関係機関・団体等と

	協働して行う地域福祉活動、民児協独自で行う地域福祉活動の延件数を計上すること。
民児協運営・研修 (4)	民児協の定例会、部会・委員会、研修会等の企画実施に携わった延件数及びこれらに参加した延件数を計上すること。
証明（調査・確認等）事務(5)	就学困難証明・生活困窮証明、児童の監護・養育者に関する事実等、本人や行政機関等から協力を求められた場合に行った証明・調査又は事実確認等の延件数を計上すること。
要保護児童の発見の通告・仲介(6)	要保護児童を発見し福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数及び要保護児童発見者からの依頼により福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数を計上すること。
訪問回数 訪問・連絡活動 (7)	見守り、声かけなどを目的として障害（児）者、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等に対して訪問・連絡活動（電話や電子メールによるものを含む。）を行った延件数を計上すること。※要保護児童等に対するものも含む。
その他 (8)	(7)以外に関する訪問・連絡活動を行った延件数を計上すること。
連絡調整回数 委員相互(9)	他の民生委員（児童委員）、主任児童委員への連絡調整を行った延件数を計上すること。
その他の関係機関 (10)	社会福祉施設、市町村、福祉事務所、児童相談所、女性相談支援センター、学校、教育委員会、社協等の関係機関・団体への連絡調整を行った延件数を計上すること。
活動日数(11)	活動を行った実日数を計上すること。  補 「内容別相談・支援件数の計(15)」及び「分野別相談・支援件数の計(20)」に計上数がある場合には、「活動日数(11)」にも計上数があること。

## 審査要領

- 1 「内容別相談・支援件数の計(15)」＝「分野別相談・支援件数の計(20)」
- 2 各表頭の「民生委員(01)」 ≥ 各表頭の「(再掲)主任児童委員(02)」

## 参照条文

民生委員法（抄）（昭和23年法律第198号）

（担当の区域、事項）

**第13条** 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。